

# インフルエンザにおける出席停止のお知らせ

お子さんが、インフルエンザにかかられた場合、学校保健安全法第19条の規定により、学校長の判断のもと医師の登校許可が出るまで出席停止となり登校できません。インフルエンザにかかられましたら、まずは学校へご連絡ください。また、治癒後に登校する際には医療機関で発行される「り患証明書」もしくは下段の基準を参考に、下記用紙に必要事項をご記入いただき、学校に提出してください。

なお、インフルエンザ以外の学校感染症については、従来通りの医師に記入していただく「登校許可書」をご提出くださいますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、学校へご連絡ください。

※この用紙については、コピーしてご使用ください。また、学校にも置いています。

----- キリトリセン -----

## インフルエンザ用登校届

丹波篠山市立味間小学校長 様

年 組 番 氏名

病名 「インフルエンザ 型」と診断されましたが、病状が回復し、医療機関と出席停止期間後の登校日を確認しましたので、令和 年 月 日より登校いたします。

※発症日 令和 年 月 日

医療機関名 「 \_\_\_\_\_ 」

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

※丹波篠山市内の医療機関で「インフルエンザり患証明書」をいただいた場合は、この用紙の提出は必要ありません。

※「インフルエンザり患証明書」をもらわれていない方は、医療機関へ確認または下記の基準を参考にして、ご記入いただき、学校にご提出ください。

### ～インフルエンザにおける出席停止期間の基準～

学校保健安全法 施行規則第19条では**出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」となっています。**(発症日は含みません)

ご自宅出席停止期間の基準をご確認のうえ登校してください。

#### 【例】

日付	/	/	/	/	/	/	/	
	0日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
小学生 中学生【例】	発症日	発熱	発熱	解熱	熱なし 1日目	熱なし 2日目	登校可能	
お子様 の様子								